

呉市ブロック塀等安全確保事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 呉市は、地震発生時のブロック塀等の倒壊による被害の防止及び避難時の通行経路を確保するため、指定路線（以下、「避難路等」という。）に面して築造された危険なブロック塀等の除却工事及び建替工事を実施する者に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、呉市補助金等交付規則（昭和63年呉市規則第24号。以下「交付規則」という。）に規定するもののほか、この要綱の定めるところによる。

(用語の定義)

第2条 この要綱における用語の定義は、次に定めるところによる。

- (1) ブロック塀等 民間が所有（法人その他団体が所有のものを除く。）する補強コンクリートブロック造の塀、レンガ及び石積等の組積造の塀（万年塀は除く。）をいう。
- (2) 軽量フェンス等 ネットフェンス、アルミフェンスその他これらに類するもの（ブロック塀等を除く。）をいう。
- (3) 避難路等 緊急輸送道路（広島県緊急輸送道路ネットワーク計画で位置付けられている地震直後から発生する緊急輸送を迅速かつ確実に実施するために必要な道路）及び通学路（呉市の小中学校の校長が指定する主要な路線）をいう。
- (4) 耐震診断等 「既存ブロック塀等点検のチェックリスト（別記様式第3号）」による点検を含む耐震診断をいう。
- (5) 危険なブロック塀等 耐震診断等で安全性が確認できないものをいう。
- (6) 除却工事 原則、避難路等に面する部分の危険なブロック塀等を全て除却する工事をいう。
- (7) 建替工事 当該除却工事により除却するブロック塀等に対応するものと認められる位置等に設ける安全上支障のない軽量フェンス等の新設工事をいう。

(補助金交付対象事業)

第3条 この要綱による補助金（以下「本件補助金」という。）の交付の対象となる事業（以下「補助金交付対象事業」という。）は、次の各号のいずれにも適合する構造物の除却工事又は建替工事でなければならない。

- (1) 危険なブロック塀等で、避難路等に面して築造されたものであること。
 - (2) 避難路等の路面からの築造高さが1.0m以上のもの（擁壁等の上部に築造されている場合は、ブロック塀等の部分の築造高さが0.6m以上のもの）であること。
 - (3) 建築基準法（昭和25年法律第201号）の規定に違反していないもの
 - (4) 同一敷地内において、公共工事の補償等の対象になっている除却に関する事業又は呉市危険建物除却促進事業等の除却に関する補助金制度を活用しない事業であること。
- 2 補助事業の対象となる建替工事に使用する軽量フェンス等は、建築基準法その他法令の規定に違反しないものでなければならない。

(補助金の交付対象者)

第4条 補助金の交付の対象となる者(以下「事業実施者」という。)は、次に掲げる要件の全てに該当する者とする。

- (1) 補助対象ブロック塀等が築造されている土地の所有者又はその土地に存する建築物の所有者等で、ブロック塀等の所有者又は管理者であること。
- (2) 事業実施者に課せられた本市の市税のうち、補助金の交付申請の日以前に納期(延納、納税の猶予又は納期限の延長に係る当該期限を含む。)が到来したものを滞納していないこと。
- (3) 事業実施者が暴力団員等(呉市暴力団排除条例(平成24年呉市条例第1号)第2条第3号の暴力団員等をいう。)でないこと。

(補助金の交付額)

第5条 補助対象事業に係る補助金の交付額は、補助対象事業に要する費用(事業実施者が除却工事又は建替工事を実施する事業者から取り寄せた工事見積額と市長が定める単位当たりの限度額(除却工事9,000円/m、建替工事36,000円/m)に除却長さ(ブロック塀の高さが1.0m以上の部分の総延長)を乗じて得た額を比較し、いずれか低い方の額とする。)に3分の2を乗じて得た額(その額に千円未満の端数が生じるときは、その端数を切り捨てた額)とし、その上限は、150,000円を限度とする。

(補助申請前の協議)

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、事前に協議を行うこと。

(補助金の交付申請)

第7条 本件補助金の交付を受けようとする事業実施者は、補助対象事業の着手前(補助対象事業の契約の前)に補助金交付申請書(別記様式第1号)に次に掲げる関係書類を添えたものを市長に提出しなければならない。

- (1) 補助金交付申請額の算定内訳表(別記様式第2号)
- (2) 「既存ブロック塀等点検チェックリスト」(別記様式第3号)等の耐震診断の結果
- (3) 補助対象ブロック塀等の所有者が分かるもの(ブロック塀等が設置されている土地の公図の写し及び当該土地又は建物の登記事項証明書等)
- (4) 除却するブロック塀等に共有者等がある場合、申請に対するその者の同意書
- (5) 付近見取り図及び配置図
- (6) 立面図、断面図
- (7) 既存ブロック塀等の現況写真
- (8) 既存ブロック塀等除却工事又は建替工事に要する工事費の根拠となる書類(見積書の写し)
- (9) 委任状(手続を第三者に委任する場合に限る。)
- (10) 消費税仕入税額控除確認書(別記様式第4号)(補助対象事業に要する費用に消費税等相当額を含める場合に限る。)
- (11) 軽量フェンス等の配置図、立面図、断面図、基礎伏図その他形状を示すのに必要な図書(建替工事の場合に限る。)

- 2 本件補助金の交付額算定においては、補助金に係る消費税仕入控除税額（補助対象事業に要する費用に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる金額及び当該額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額に補助率を乗じて得た金額をいう。）を減額しなければならない。ただし、消費税等仕入控除税額の仕入れに係る税額控除を行わない場合は、当該補助金の交付額算定において補助対象事業に要する費用に消費税等相当額の全額を含めることができるものとする。

（交付決定の通知）

第8条 市長は、前条の規定による申請書等を受理したときは、速やかに当該申請に係る書類等の審査及び必要に応じた現地調査を行い、補助金の交付の可否及び補助金の額を決定するものとする。

- 2 市長は、前項の規定により補助金を交付することが適当と決定したものについては、補助金交付決定通知書（別記様式第5号）を、交付することが不適当と決定したものについては、補助金不交付決定通知書（別記様式第6号）により、当該申請者にその旨を通知するものとする。

（補助金の交付条件）

第9条 交付規則第6条の規定により本件補助金の交付決定に付する条件は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 補助金交付対象事業に要する経費の配分又は補助金交付対象事業の内容の変更（市長の定める軽微な変更は除く。）をしようとするときは、補助金交付変更承認申請書（別記様式第7号）を市長に提出し、承認を受けること。
- (2) 補助金交付対象事業を中止し、又は廃止しようとするときは、速やかに中止・廃止承認申請書（別記様式第8号）に補助金交付決定通知書の写しを添えたものを市長に提出し、承認を受けること。
- (3) 補助金交付対象事業が計画期間内に完了しないとき又はその遂行が困難になったときは、完了期日変更報告書（別記様式第9号）に当該対象事業の進捗状況が把握できる資料を添付し、速やかに市長に報告し、その指示を受けること。

（変更交付決定又は中止・廃止承認の通知）

第10条 市長は、前条第1号の補助金交付変更承認申請書の提出があった場合において、当該申請書の内容を審査し、本件補助金の額を変更し交付すべきものと認めたときは、変更決定を行い、補助金変更交付決定通知書（別記様式第10号）により、当該申請者にその旨を通知するものとする。

- 2 市長は、前条第2号の中止・廃止承認申請書及び当該添付書類の提出があった場合において、当該申請書の内容を審査し、当該中止又は廃止が必要やむを得ないものと認めたときは、これを承認し、中止（廃止）承認通知書（別記様式第11号）により、当該申請者にその旨を通知するものとする。

（申請の取下げ）

第11条 第8条の規定により本件補助金の交付決定通知を受けた当該申請者は、当該

交付決定の内容又はこれに付された条件が意に沿わないときは、当該通知を受けた日の翌日から起算して10日以内に、取下げ申請書（別記様式第12号）に補助金交付決定通知書の写しを添えたものを提出し、当該交付申請の取下げをすることができる。
（着手届）

第12条 事業実施者は、第8条の規定により本件補助金の交付決定通知を受けた補助金交付対象事業に着手するときは、直ちに着手届（別記様式第13号）に、次に掲げる関係書類を添え市長に提出しなければならない。
「工事請負契約書」又は「注文書及び注文請書」の写し
（完了実績報告）

第13条 交付規則第14条第1項の規定により提出しなければならない補助金交付対象事業に係る完了実績報告書の様式は、別記様式第14号のとおりとし、その提出期限は、当該補助金交付対象事業の完了の日から起算して20日を経過した日又は本件補助金の交付決定があった日の属する本市の会計年度の2月末日（2月末が土曜日、日曜日又は休日に当たるときは、その前日以前の直近の平日）のいずれか早い日とする。

2 前項の完了実績報告書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

（1）工事請負契約の代金の支払等を証する書類（請求書及び領収書等の写し）

（2）工事写真（着工前、施工中及び完成写真）

3 市長は、第1項の規定による報告書を受けたときは、当該報告に係る補助対象事業が補助金交付決定の内容及びこれに付した条件に適合することを審査し、必要に応じた現地調査等を行って適正に事業が完了していることを確認しなければならない。

（補助金の額の確定）

第14条 交付規則第16条第1項の規定による本件補助金の交付額の確定に係る通知は、別記様式第15号の補助金交付額確定通知書により行うものとする。

2 補助金の交付額確定に当たり、補助対象経費の減額があった場合は、減額になった補助対象経費をもって補助金額の算定を行う。

（補助金の交付）

第15条 市長は、前条に規定する通知書を送付した日以降において、補助金交付請求書（別記様式第16号）の提出による当該通知を受けた者の請求に基づき、本件補助金を交付する。

（交付決定の取消し）

第16条 交付規則第18条の規定による本件補助金の交付決定の取消しに係る通知は、別記様式第17号の補助金交付決定取消通知書により行うものとする。

（補助金の返還）

第17条 交付規則第19条の規定による本件補助金の返還命令は、別記様式第18号の補助金返還命令書により行うものとする。

（帳簿等の保存期間）

第18条 交付規則第20条の規定により帳簿及び関係書類を保存しなければならない期間は、当該補助金交付対象事業の完了の日の翌日から起算して5年を経過した日

の属する本市の会計年度の末日までとする。

(指導及び監督)

第19条 市長は、必要があると認めるときは、事業実施者に対し、補助金交付対象事業の計画又は施行の状況等に関する報告を求めることができる。

2 市長は、事業実施者に対し、補助金交付対象事業の適正な執行を確保するために必要な措置を講ずることを命じ、又は必要な助言若しくは勧告をすることができる。

(事業の見直し)

第20条 市長は、この要綱の規定に基づく補助対象事業の内容について、施行後3年を目処に、施行状況を勘案し、必要と認める場合はその結果に基づき見直し等の措置を講ずるものとする。

(委任)

第21条 この要綱に定めるもののほか、本件補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この要綱は、令和2年4月1日から実施する。

付 則

この要綱は、令和3年4月2日から実施する。

付 則

この要綱は、令和4年4月11日から実施する。

付 則

この要綱は、令和5年4月3日から実施する。

付 則

この要綱は、令和6年4月1日から実施する。

付 則

この要綱は、令和7年4月1日から実施する。